令和７年度 ＩＴ化促進助成事業 交付要綱

令和７年３月２７日制定

公益社団法人青森県トラック協会

（事業の趣旨）

第１条　公益社団法人青森県トラック協会（以下「青ト協」という。）は、運行管理等の高度化による交通事故等の防止及び従業員の業務負担を軽減し、生産性向上により安定した輸送サービスの実施を図るため、ＩＴ化システム（以下「システム」という。）を導入した青ト協会員事業者（以下「会員事業者」という。）に、その費用の一部を助成する。

（助成金の交付予算額）

第２条　助成金の交付予算額は、６,０００,０００円とする。

（助成額）

第３条　助成額は、下記のとおりとする。

導入費用の２分の１　１者につき最大５００,０００円（千円未満切捨）

定額型年間使用料は、年額前払いに限る。

ただし、国からの補助金が交付されたシステムに対しては、青ト協の助成金を交付しない。

（助成枠）

第４条　当該年度の申請は、１事業者１回を限度とする。

（助成対象）

第５条　助成対象事業者及び助成対象システムは、下記のとおりとする。

（１）助成対象事業者は青森県内に事業所を置く会員事業者とする。

（２）助成対象システムは、ハードウエア（PC、モニター等）を除いた原価管理、勤怠管理、車両管理、配車配送管理、売上運賃管理、運行管理等、運行管理等の高度化による交通事故等の防止及び運送事業の生産性向上につながるシステムとする。

（３）初回年額のみとする。更新料金は対象外とする。

（対象期間）

第６条　令和７年４月１日から令和８年２月末日まで

（実績報告及び助成金の請求）

第７条　助成金の交付を受けようとする会員事業者は、システム導入が完了後、第６条に定める期日までに様式１「ＩＴ化促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」を青ト協に提出しなければならない。

（助成金交付）

第８条　青ト協は、会員事業者から実績報告及び助成金の請求があったときは、その内容を審査し、助成対象と認めたときには、会員事業者に助成金を交付する。

ただし、第６条に定める期間内であっても、予算の執行状況により受付を中止することがある。なお、会員事業者においては、会費の滞納がある場合には、助成金を交付しない。

（助成金の返還）

第９条　青ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

（１）この要綱その他青ト協が定める事項に違反したとき

（２）虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

２　　前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、青ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（機器の処分制限）

第10条　会員事業者は、交付対象となったシステム等導入日から起算して１年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。ただし、あらかじめ青ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

２　　会員事業者は、前項による処分が行われたときは、青ト協へ報告しなければならない。

（その他必要な事項）

第11条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、青ト協が別にこれを定める。